

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位: 百万円)

団体名 山縣市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
3,757	4,096	638	8,491

1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	17,140	16,778	362	294	121	24,895	基金から繰入101百万円繰入
一般会計等	17,140	16,778	362	294		24,895	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	397	378	19	621	56	2,912	1,184	法適用企業
簡易水道事業特別会計	135	112	24	24	27	1,139	622	
農業集落排水事業特別会計	465	464	0	0	322	4,046	4,026	
公共下水道事業特別会計	1,563	1,546	17	2	291	3,822	3,822	
国民健康保険特別会計	3,601	3,447	154	154	520	—	—	基金から341百万円繰入
老人保健特別会計	5	3	2	2	—	—	—	
介護保険特別会計	2,167	1,775	392	392	284	—	—	基金から9百万円繰入
後期高齢者医療特別会計	228	223	4	4	75	—	—	
公営企業会計等 計				597		11,919	9,654	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
岐北衛生施設利用組合	324	285	40	40	—	133	94	
岐阜県市町村職員退職手当組合	12,495	12,228	267	267	3,040	—	—	基金から3,040百万円繰入
岐阜県市町村会館組合	66	64	2	2	—	—	—	
岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合	119	103	16	16	—	—	—	
岐阜県後期高齢者医療広域連合(一般会計分)	262	234	28	28	—	—	—	
岐阜県後期高齢者医療広域連合(特別会計分)	190,840	184,041	6,799	6,799	1,283	—	—	基金から1,283百万円繰入
一部事務組合等 計				7,152		133	94	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
山口市土地開発公社	0	65	10	—	—	—	—	—	
地方公社・第三セクター等 計			10	—	—	—	—	—	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	2,204	2,514	310
減債基金	1,099	1,104	5
その他充当可能基金	2,921	2,468	△ 453
充当可能基金 計	6,224	6,086	△ 138

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	6.46	3.46	△ 3.00	△ 13.63	△ 20.00	水道事業会計	—	—	—
連結実質赤字比率	17.55	17.57	0.02	△ 18.63	△ 40.00	簡易水道事業特別会計	—	—	—
実質公債費比率	15.4	17.4	2.0	25.0	35.0	農業集落排水事業特別会計	—	—	—
将来負担比率	119.2	134.1	14.9	350.0		公共下水道事業特別会計	—	—	—
財政力指数	0.51	0.50	△ 0.01						
経常収支比率	92.5	91.3	△ 1.2						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。

※ 各数値を四捨五入しているため、端数処理の関係で縦横の計算が一致しない場合があります。